

風土記の伝承

和銅六年（七二三）の政府の命令をうけて、各くにぐにでつくられたのが「風土記」ですが、この古代日本の「風土記」として現在残っている有名なものは、播磨国・常陸国・出雲国・肥前国・豊後国の五つの風土記です。この五風土記のなかで、最も早くできあがったのが、「播磨国風土記」です。

播磨国風土記の内容は、古代播磨の山や川、野原やかずかずのむらをめぐる由来や、各地の地名のいわれ、土地のようすなどが書かれています。

加西市に関係のあるのは、次のものです。

賀毛の郡（小野市、加西市、加東郡）

賀毛と名づけるわけは、品太の天皇（応神天皇）の時代、鴨の村に、つがいの鴨が巣を作って卵を産みました。そこで鴨の郡といえます。

(注)1、播磨はもと明石・針間・針間鴨の三か国であったが、大化の改新の際の国郡制により、播磨一国に統合された。針間鴨の国は、託賀(多可)郡・賀毛郡がそれにあたり、国郡制により託賀郡を除く地域が鴨郡となった。鴨郡の郡域は、現在の加西市・小野市・加東郡一帯を指す。当初は「鴨郡」の字を用いたが、「播磨国風土記」撰進のとき、佳字をえらんで「賀毛」の字をあて、のち「賀茂」が一般化した。

(注)2、平安末期に賀茂郡は二分され、賀茂東郡・賀茂西郡とよばれ、それがさらに略化されて、賀(加)西郡・賀(加)東郡となった。

(注)3、賀毛郡には十二の里がある。うち、上鴨・下鴨・三重・修布・檜原・河内の里は加西市域に、雲潤の里は加西・加東に川合の里は加西・小野にまたがると推定される。また、山田の里は小野市、起勢の里は小野・加東を含む。端鹿・穂積の里は、いまの加東郡内に所在したと思われる。

かみかも
上鴨の里(加西市の北西部) 土地は中の上です。

しもかも
下鴨の里(加西市の北西部) 土地は中の中です。

この二つの里を鴨の里と名づけるわけは、もう説明しました。ただ、後で分けて、二つの里としました。そこで上鴨、下鴨としました。応神天皇が国内の様子をご覧になるため巡行なされたとき、この鴨が飛び立って、修布の井戸の木にとまりました。このとき天皇が「何の鳥か」とたずねられました。お供の人で当麻の

品^{ほむぢ}運^べ部^の君^{きみ}前^{さだ}玉^{たま}が「川に住んでいる鴨です」とお答え申し上げました。この鴨を、天皇の命令で、弓で射させられたとき、一本の矢をはなつて、二羽の鳥に当たりました。鳥が矢をつけたまま山の峰を越えた所は、鴨坂と名づけ、落ちて倒れた所は、鴨谷（加西市鴨谷）と名づけ、鴨の吸い物を煮た所を、煮坂と名づけました。

下鴨の里に、碓^{うすい}居^い谷^み、箕^み谷^み、酒屋谷があります。昔、大^{おほなむち}汝^の命^{こと}が、碓^{うす}を作^つつて稲をついた所は、雑居谷と名づけ、箕を置いた所を、箕谷と名づけ、酒屋を作った所は、酒屋谷と名づけました。

(注)1、上鴨の里は、万願寺川上流の加西市の旧西在田・在田の両村、下鴨の里は、下里川流域の旧賀茂・下里村あたりと思われる。この二つの里はもと一つで「鴨の里」といったが、のち分離したという。

(注)2、「鴨坂」は北条町横尾から鴨谷へ越す古坂峠を指すのであろう。また、上若井町から神崎郡へ越える釜^{かま}坂^{さか}峠とも考えられる。「煮坂」は所在不明。河内町から西脇市明楽寺町へ行く二ヶ坂かも知れない。

(注)3、箕谷・酒屋谷はいずれも所在不明である。碓居谷は牛居町であろう。

修^す布^ふの里（加西市北条町吸谷） 土地は中の中です。

修布という名がついたわけは、この村に井戸がありました。一人の女が水をくんで、そのまま吸いこまれ

てしまいました。そこでスフという名がつけました。

鹿食山 鹿食かくじという名がついたわけは、応神天皇が、狩りにお出かけになったとき、この山で、自分の舌を食っている白い鹿に出会われました。そこで鹿食山といえます。

品選部ほむぢべの村 このように名づけたのは、応神天皇の代に、品選部ほむぢべらの先祖の前玉さきたまが、この土地をいただきました。そこで品選部の村と名づけました。

(注)1、前記の上鴨・下鴨の里は、律令制以前の針間鴨はりまかひの国の中心で、そのうち次第に開発が進み、里が増えたため、その中間に修布すふ・三重みへの里が設けられたと思われる。「修布の里」は、加西市の旧富田村あたりを指すのであろう。

(注)2、「修布の井」は、吸谷町の晴明井戸をいう。「吸谷」はまた「陶谷」の転と考えられ、土器制作部族が住んでいたのかも知れない。

三重みへの里みへ (加西市北条町北条) 土地は中の中です。

三重というわけは、昔、一人の女がいました。竹の子を抜いて布で包んで食べたところ、立つことができずに足を三重に折り曲げてすわりこみました。そこで三重といえます。

(注) 「北条」の地名が一般化したのは、中世頃からと思われる。それまでは「三重」とよばれた。近世頃でも「三重北条」などの呼称記録がある。

ならはら
榎原の里 (加西市の西部と小野市の万願寺川流域) 土地は中の中です。

榎原という名がついたわけは、ナラの木が、この村に生えていました。そこで榎原といえます。

飯盛岳 (加西市の飯盛山) このような名がついたのは、大汝命おほなむらのみことのご飯を、この山に盛りました。そこで飯盛岳といえます。

粳岡 (加西市の糠塚山) 粳岡という名がついたのは、大汝命が、下鴨の村で稲をつかせられたところ、糠が散って、この岡に飛んできました。そこで粳岡といえます。

玉野の村 (加西市玉野) があります。その名のわけは、意筈おけ、袁筈をけ一人の皇子たちが、美囊みなぎの郡、志深しじみの里たかのの高野の宮にいらっしやって、山部やまべの小楯をたそをつかわして、国造くにのみやつこの許麻こまの娘ねむめのみことの根日女ねひめ命のみことに求婚なさいました。そこで根日女ねひめは、この求婚をありがたくお受けしました。そのとき、二人の皇子は、おたがいに姫をゆずりあって結婚なさらず、年月がたちました。根日女は年老いて亡くなってしまいました。そのとき、皇子女たちは大変悲しんで、すぐに小楯をつかわして申されました。「朝日から夕日まで一日中日があたる土地

に墓を作つて、姫を埋葬し、玉で墓を飾ろう。そこで、この墓を玉丘（加西市玉野新家の玉塚）と名づけ、その村を玉野と名づけました。

(注) 「榎原の里」は、加西市南東部の旧九会村の一部、および小野市の旧来住村など万願寺川の流域を指すものと思われる。

(注) 飯盛山頂には古墳がある。大昔、このあたりを領布していた首長が、領地を望見する「国見」をしたり、季節の神事をとりおこなったことを示す伝説であろう。飯盛山は「榎原の里」に属していたと思われる。

(注) 網引町の南東端にある糠塚山にまつわる伝説。この山でも神まつりがおこなわれていたことを意味するのであろう。このあたりも「榎原の里」の範囲だったと思われる。

(注) 玉野の村も「榎原の里」にはいつていたと思われる。「玉丘」は前方後円玉岡古墳のこと。「玉野」の村名は、このあたりに玉造部の集落があったのによるのだろう。

うるみ
雲潤の里（加西市の北東部、滝野町の北部） 土地は中の中です。

ウルミという名がついたのは、丹津日子の神が「法太の河の下流を、山を越して、ウルミのほうに流させたいと思う」とそういったとき、その村にいらっしやうった太水の神が、拒否しておっしやいました。「私は、鹿の血で田を作ります。だから、川の水はいりません」。そのとき、丹津日子がいました。「この神は、山

を越えて水路を掘るのにうみて（いやになって）、そういうだけです」。そこで雲弥うみという名がつけました。今の人は、ウルミという名でよびます。

(註) 「雲潤の里」は、加西市の東北端・旧多加野村の宇仁地区、および滝野町の加古川西岸の地をいう。

河内かふちの里（加西市河内） 土地は中の下です。

ここは、川によって名がつけました。

この里の田は、草を敷かないで稲種をまきます。そうするわけは、住吉の大神が、難波へいかれるとき、この村で食事をなさいました。そのとき、お供の神たちが、人が刈っておいた草をばらばらにして、敷物としました。そのとき、草の持ち主が大変困って、大神に訴えたところ、裁決なさっておっしゃいました。「お前の田の苗は、草を敷かなくても、かならず草を敷いたように生えるだろう。」そこで、その村の田は、今も草を敷かないで苗代を作ります。

(註) 「河内の里」は、加西市の旧多加野村日吉地区、および富合村あたりを含んでいたと思われる。「草を敷かないで苗代を作る」とは、この里の住民が進んだ耕作法を知っていたことをいうのであろう。

甕坂^{みか}（西脇市明楽寺から加西市に越える二ヶ坂）は、讃岐日子が逃げるとき、建石命がこの坂まで追いやつて、「今から後は、この境から中へ入ることはできないだろう」といって、御冠^{みかぶ}をこの坂に置きました。ある人がいうには、昔、丹波と播磨の国の境を決めたとき、大甕^{おほみか}（神酒を入れるカメ）をこの坂に掘り埋めて、国の境としました。そこでミカ坂といいます。

(注) 「甕坂」は、いまの「二ヶ坂」である。かつての多可郡は、時期によって丹波と播磨に所属がしばしば変えられたという。この伝説はそうしたことによるものであろう。なお、この項は、「託賀郡^{たくかごほり}」より抜いた。

巨神と英雄の故郷 ― 播磨国風土記の世界 ― より

「北播磨の伝説」 吉田省三氏著より